令和４年５月11日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の
対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し日本医師会より通知が発出されましたので、下記の通りお知らせいたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より引用

先般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等より各都道府県等衛生主管部（局）及び介護保険主管部（局）に対し、令和4年3月18日付事務連絡「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について」により、3月21日のまん延防止等重点措置の全面解除を踏まえた、今後の感染再拡大に備えた体制構築の徹底並びに取組結果の報告が要請されておりました。

今般、その結果が厚生労働省HP 上で公表されるとともに、標記の事務連絡により、オミクロン株の特性にあわせた保健・医療提供体制の対策徹底・強化について改めて依頼がなされております。

このうち高齢者施設等における医療支援の強化については、「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について（高齢者施設等における医療支援の更なる強化等）の考え方について」においても重ねてご連絡差し上げているところです。

標記事務連絡では、各都道府県において、引き続き、全ての高齢者施設等について①24時間以内に、感染制御・業務継続支援チームを派遣する体制、②医師や看護師による往診・派遣を要請できる派遣体制の構築を目指すこと等が求められております。

なお、これまでの施設調査の結果から、高齢者施設等において必要な医療が提供される体制を整備していくにあたっての具体的な方法として、協力医療機関が治療薬の対応医療機関として登録しているか、また当該医療機関が高齢者施設のクラスターへの対応等に備えて、経口治療薬について重点的に在庫の配分を受けている薬局を活用可能であるか確認すること等が示されています。

また、自治体が施設内でコロナ陽性者が確認された際に要請を受けた時に派遣をできるよう、地域の医療機関とあらかじめ協議を進めることについても示されています。

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）